

平成22年 5月20日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19730037

研究課題名（和文） 我が国の国際私法学における法人論の理論的基盤

研究課題名（英文） Study on the theoretical basis of the principles concerning the so-called juristic person in Japanese private international law

研究代表者

竹下 啓介（TAKESHITA KEISUKE）

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60313053

研究成果の概要（和文）：

本研究においては、我が国の国際私法学における法人論の理論的基盤を明らかとするために、19世紀ヨーロッパの国際私法学における法人論の分析を行った。そして、従来着目されなかった法人の「属地性」という概念が当時において一定程度重要な意義を有していたと解することが合理的であることを明らかとした。また、この法人の「属地性」の概念を詳細に明らかとするためには、他の法分野における「属地性」の概念を分析する必要があることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

In this study, the principles of the European scholars in the 19th century concerning the so-called juristic person were analyzed in order to clarify the theoretical basis of the juristic person in the Japanese private international law. It was proved that it is reasonable to think that the concept of “territoriality” was the important factor for their theories. And it was also revealed that the concept of “territoriality” in other fields should be analyzed to make it clear in detail.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	0	900,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	390,000	2,590,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際私法

1. 研究開始当初の背景

(1) 実務的背景

現代においては、企業の国際合併の法的規

律に関する問題等に象徴されるように、法人に関する法律問題の国際化が著しく、これらの問題の重要性は日々高まっており、国際的

な法人に関する問題の法的規律の明確化・安定性の確保を図ることは急務であると考えられる。しかし、現在に至るまで、これらの点を規律する制定法はなく、その一因としては、「立法の基礎とできるほどの議論の蓄積がいまだ十分でないこと」（別冊 NBL 編集部編『法の適用に関する通則法関係資料と解説』別冊 NBL 110号（2006年）119頁）が挙げられており、国際私法学における法人に関する理論的研究が深化されなければならぬ状況であった。

(2) 学問的背景

我が国の国際私法学において、法人論については、古くは、法例の立法に携わった山田三良（例えば、山田三良「外国法人論」牧野英一編『穂積先生還暦祝賀論文集』（有斐閣、1915年）877頁以下を参照）の研究がある。その後も、川上太郎（例えば、川上太郎「外国法人の私法上の地位」私法3号（1950年）117頁以下を参照）、山田鐮一（例えば、山田鐮一「国際私法上における法人の人格」国際法外交雑誌50巻3号（1951年）38頁以下を参照）、石黒一憲（例えば、石黒一憲『金融取引と国際訴訟』（有斐閣、1983年）256頁以下を参照）、道垣内正人（例えば、道垣内正人『ポイント国際私法〔各論〕』（有斐閣、2000年）175頁以下を参照）等、時代をリードする国際私法学者によって、継続的に研究がされてきた。

しかし、これらの研究には、共通した問題点がある。それは、我が国の法例の立法者の思考の理論的背景について、起草者が参照したと考えられる19世紀ヨーロッパ国際私法学における法人論についての本格的な理論研究がされていないことである。唯一、この点に詳細に触れる石黒一憲の研究においても、少なくとも公表されている論考の中では、法例の起草者が積極的に法人に関する国際私法規定を設けなかったことが論述されるのみであり、具体的に、いかなる思想的背景・理論的基盤に基づいて、法例の立法者がそのような判断を行うに至ったかまでは、明らかとされていないと思われる。法例の立法者が、当時のヨーロッパの国際私法学説を継受し、それを基盤とした立法を行った以上、彼らが意識していたか否かにかかわらず、その思考枠組が、我が国の国際私法学の法人論の理論的基盤となっていると考えられる。その結果、我が国の国際私法学において、法人論の理論的研究を発展させるためには、我が国の国際私法学の始祖とも言うべき法例の起草者が依拠した19世紀ヨーロッパの国際

私法学における法人論に関する本格的な理論研究を行う必要があると考えられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、我が国の国際私法学の始祖とも言うべき法例の起草者が依拠したと考えられる19世紀ヨーロッパの国際私法学における法人論の研究を行い、我が国の国際私法学における法人論の理論的基盤を明らかにし、そして、そのことによって、我が国の国際私法学における法人論の理論研究を深化させ、現代において国際化の著しい法人に関する法律問題に対応するための立法論や解釈論の発展に寄与することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究においては、19世紀ヨーロッパの国際私法学における法人論を分析するため、歴史研究の方法を用いた。同時代のヨーロッパ国際私法学の状況の比較法的考察や、現代的課題に対して実務のニーズの観点から直接に答えを与える研究であった従来の我が国の国際私法学における法人に関する研究に対して、本研究は、現代的議論に直接関与することなく、我が国の国際私法における法人論の原点となる法例の起草者の理論的パラダイムから分析を行い、その歴史的発展を辿ることで、現代における理論的基盤を明らかにしようとした。

また、法例の起草者の理論的パラダイムを、彼らが参照した19世紀ヨーロッパ国際私法学における法人論に関する学説を基礎として、主体的に再構成するという方法も用いた。法人論に限られないことであるが、従来の国際私法学において法例の起草者の思考を明らかにする研究は、彼らの言葉として残されているテキストのみを対象とした分析に終始しており、その背景にある理論的思想に踏み込んだ研究はほとんどない。特に、起草者が参照したヨーロッパ国際私法学の学説を本格的に分析し、起草者の思考を主体的に再構成しようとする研究は皆無である。また、外国の学説分析の態度としても、外国語を日本語に翻訳する作業を越えて主体的に理論的に学説を再構成する、すなわち、「解釈」することもされてこなかった。本研究では、従来の研究方法とは一線を画し、ヨーロッパ国際私法学の学説を国際私法以外の法学一般の文献をも参照しつつ「解釈」し、起草者の依拠した理論的パラダイムを主体的に再構成するという方法を採用した。

4. 研究成果

(1) 概要

本研究の成果としては、19世紀ヨーロッパの国際私法学者の法人論に関する思考を分析し、それらを一定程度、明らかとしたことを挙げるができる。我が国の国際私法の理論的淵源に当たる19世紀～20世紀初頭にかけてのヨーロッパ国際私法学における法人論に関する学説、LaurentやZitelmannといった国際私法学者の法人論について、彼らの著作を中心に分析することによって、分析を深めることができた。特に、彼らの法人論を適切に理解・解釈するために当然必要となる検討であるところの彼らの国際私法理論の全体像についての分析を前提としつつ、各論的問題である法人論について検討することによって、彼らの法人論において、法人の「属地性」という考え方、換言するならば、領域国が法人に関する諸問題を規律・管轄するという考え方が重要な要素となると解することが合理的であることを、明らかとすることができた。詳細は、以下のとおりである。

(2) 法人に関する「属地性」

本研究においては、法人に関する「属地性」という理論的パラダイム、言い換えれば、法人に関する法的問題について、領域国が規律・管轄をするという発想が重要であった。これは、法例の立法者の著述の中において、法人については、むしろ「領域的」な存在であり、「属地法」が適用されることを想定していたと思われる記述が存在する（例えば、法典調査会『民法主査會議事速記録』（日本近代立法資料叢書13、商事法務、1988年）416頁、梅謙次郎「外國法人ニ就テ」法学志林46号（1903年）60頁を参照）ためである。現在の我が国の国際私法学の中では、法人に関する諸問題については従属法による規律という発想が基本的に前提とされるところであるが、法例の立法者の法人論の理論的基盤を探るためには、従来深く理論的に研究されることがなかったこの法人の「領域性」や「属地性」について研究する必要があった。

そこで、本研究においては、法例の起草者が依拠したとされるLaurentの学説について、Le Droit Civil International, Bd. 1-8 (Bruxelles/Paris 1880-1881)の分析を中心として、検討を行った。そして、その法人に関する記述のみでは、「属地性」という発想を読み解くことは困難であるものの、その理論体系全体の観点からするならば、秩序・公

序に関する問題についての領域国に関する属地的規律・管轄という発想が随所に見られるところであり、法人に関する問題についても、この発想と相関させて理解することが合理的であると解されたところである。

ただし、ヨーロッパの国際私法学において、時代が少し下ると、異なる発想も登場することとなる。Ernst Zitelmannの法人論においては、「属地性」とは一見異なる発想が採られることとなる。Zitelmannは、そもそも、法人に関する規律について、法人が権利義務の主体となる存在であり、ある団体が主体となることができるか否かは、権利を規律する国が規律・管轄すべき事項であるとして、権利準拠法の所属国による規律というパラダイムを採っていた。これは、「属地性」という発想とは一見異なるように思われるものの、財産法に関する法的問題に対する法の属地的適用という基本的パラダイムと併せて理解するならば、Zitelmannの議論は、これを精緻化したものと位置づけることが合理的であると解された。

上記2名の学者の思考体系の分析を基本としつつ、他の学説も参照して、法人の「属地性」概念の法人論に対する意義について、一定程度明らかとしたことが、本研究の主要な成果である。

更に、付随的には、上記のように「属地性」を前提とする理解や、そこから議論が精緻化された権利準拠法による規律を前提とする理解が存在していたとすると、むしろ現代において、なぜ、法人に関する法律問題について、属人性を前提とする考え方、すなわち、従属法による規律という考え方が採られるようになったのかがむしろ問題と感じられ、両者の思考の理論的架橋について検討した。そして、Zitelmannの理論や、Young (Young, Foreign Company and Other Corporations (Cambridge University Press, 1912))の理論から、両理論を架橋する要素として法人の「認許」という法制度が重要な意義を有すると解し得るという示唆を得ることができた。

(3) 他の法律分野における「属地性」概念の分析の必要性

ただし、本研究において、法人の「属地性」という概念を完全に明らかとすることができたわけではなかった。これは、そもそも、法人の「属地性」について彼らの理論体系全体の分析を基礎として行おうとしたところ、やはりこれが膨大な作業を要するものであり、その結果、19世紀ヨーロッパの国際私法学者の法人論の検討が、3年間という期間に

において完全にすることができなかつたためである。また、その検討において、そもそも理論体系全体からの分析を行うのみならず、「属地性」という概念自体について、他の個別的法領域における「属地性」の概念との相関関係を考慮しつつ分析しなければ、必ずしも、適切に法人論における「属地性」の概念を再構成することができず、したがって、より広い視野から法人の「属地性」についての検討を行わなければならないということが明らかとなった。

そして、このようにより広い視野からの検討が必要という観点から、法人と同じように属地性について検討をする必要があると考えられる貨幣の法的分析に関する研究を開始した。具体的には、F. A. Mann の貨幣に関する法的分析を中心として、貨幣に関する法律問題についての属地法の適用という事項を分析し、一定程度、その概念を明らかとした。

(4) 成果の公表

本研究の具体的成果としては、雑誌論文として、竹下啓介「Zitelmann の国際私法理論と『法人』論」国際私法年報9号(2008年)196-225頁を公表し、学会報告として竹下啓介「貨幣の法的分析に関する一考察」日本国際経済法学会第18回研究大会(2008年11月1日、青山学院大学)を行った。なお、これらの研究成果については、未だ、その一部しか論文・学会報告の形で公表していないが、今後、準備が整い次第、順次公表する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

1. 竹下 啓介「Zitelmannの国際私法理論と『法人』論」国際私法年報9号(2008年)196-225頁、査読有

[学会発表] (計1件)

1. 竹下 啓介「貨幣の法的分析に関する一考察」日本国際経済法学会第18回研究大会(2008年11月1日、青山学院大学)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

竹下 啓介 (TAKESHITA KEISUKE)
東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60313053

(2) 研究分担者
なし

(3) 連携研究者
なし